

法テラス千葉への 更生寄附のお願い

更生寄附とは、保護観察中の方や保護観察を終了した方が、犯した罪の重さを認識し、悔悟の情を深めるとともに、再び罪を犯さない決意を長く持ち続けるため、被害者等が被害弁償金を受けとられないなどの事情があるときはそれに代わるものとして行う寄附です。また、被害者のいない事件においては再び犯罪をしないための決意を表明するものとして、法テラスに対して行う寄附です。

法テラスについて

- 法テラスは、犯罪被害者支援や民事法律扶助、司法過疎対策など、公共性の高い各種の業務を行っており、寄附金はこれらの事業資金として有効に活用させていただきます。

情報提供業務

民事法律扶助業務

国選弁護業務

犯罪被害者支援業務

司法過疎対策業務

ご寄附のお申し込み

- 所定の「更生寄附申込書」を法テラスへご提出ください(FAX・郵送・持参いずれも可能です)。
- 更生寄附の対象者は、保護観察対象者(更生保護法第48条に定める者)及び保護観察終了後の方です。
- 更生寄附は、1回限り行うもののほか、反省の気持ちを長く持ち続けていただくことを目的として継続的に行っていただく方法もございます(詳細は申込書該当欄をご参照ください)。
- ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、千葉地方事務所(法テラス千葉)で受け付けています。ご不明の点がございましたらご照会ください。

寄附金の納付

- 寄附金は、(1)銀行振込、(2)現金書留、(3)窓口へ持参、のうちからお選びください。
- お振込みご希望の場合は、法テラスより指定の銀行口座をお伝えいたしますので、そちらへお振り込みください。
- 寄附金の納付を確認した後、速やかに「領収証」を発行いたします。
- 年間の寄附額が2,000円を超える場合、翌年に「領収書」を添付して確定申告すれば、所得税の控除を受けることができます。

▼ホームページ
はこちらから▼



更生寄附申込書

年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿
提出先：日本司法支援センター千葉地方事務所

1 寄附者
氏名 _____ 保護観察終了日： 年 月 日

住所又は居所 _____

電話番号： _____

2 寄附の趣旨 (□のいずれかに☑。その他の場合は趣旨を御記入ください。)

- 「心よりの反省としよく罪の意を表するため」
 その他：

3 寄附の金額
_____円

※ 継続した御寄附を予定される場合 (任意)
概ね年 _____回、 _____円程度を予定

終了予定時期 保護観察終了まで
 保護観察終了後も継続予定

4 納付方法 (□のいずれかに☑)

- 銀行口座への振込 現金書留で送付 法テラス事務所に持参
(振込先： _____)

5 「領収証」と「証明書」の受取方法の希望

- 郵送を希望 (送付先は上記1記載の住所とさせていただきます。その他不可。)
 法テラス事務所で受取り
⇒ 来所予定日時 月 日 午前・午後 時 分頃

6 「証明書」の発行方法

- 寄附の都度発行 1年間分を1枚にまとめた証明書を発行
(1月から12月までの間。毎年1月末頃発行予定。)

※ 本申込書を郵送、FAX又は法テラス事務所へ御持参により御提出ください。